

貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の4第1項の規定により、貸金業の業務の全部（弁済の受領に関する業務及び債権の保全行為に関する業務を除く。）の停止を命じたので、同法第24条の6の8の規定により次のとおり公告する。

平成21年2月13日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 商号又は名称
有限会社ミリオン
- 2 代表者の氏名
徐 泳大（利川 泳大）
- 3 主たる営業所の所在地
高松市瓦町2丁目2番地13 新瓦町ビル3階
- 4 登録番号
香川県知事（3）第00543号
- 5 登録年月日
平成19年4月23日
- 6 行政処分の年月日
平成21年2月13日
- 7 業務停止期間
平成21年2月18日から平成21年2月20日まで（3日間）